

議案第 33 号

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定
について

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の122.5」を「, 6月に支給する場合には100分の122.5, 12月に支給する場合には100分の127.5」に改め, 同条第3項中「100分の68.75」と」の次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第28条第2項第1号中「100分の102.5」を「, 6月に支給する場合には100分の102.5, 12月に支給する場合には100分の107.5」に改め, 同項第2号中「100分の48.75」を「, 6月に支給する場合には100分の48.75, 12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	

31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		

66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					

	101		301,600	349,800					
	102		301,900	350,200					
	103		302,200	350,600					
	104		302,500	351,000					
	105		302,700	351,500					
	106		303,000	351,900					
	107		303,300	352,300					
	108		303,600	352,700					
	109		303,800	353,200					
	110		304,200	353,600					
	111		304,600	353,900					
	112		304,900	354,200					
	113		305,100	354,700					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

第2条 ひとちなか市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「（職務の級が6級以上である職員にあっては，3号給）」を削り，同条第6項中「超える職員」の次に「又は職務の級が8級である職員（以下「行政職8級職員」という。）」を加える。

第12条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し，同条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ，同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円，前項第2号から第5号まで」に改め，「（以下「扶養親族たる配偶者，父母等」という。）」を削り，「職務の級が8級である職員（以下「行政職8級職員」という。）」を「行政職8級職員」に改め，「，同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り，同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り，「に特定期間」を「に当該期間」に改め，同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

第13条を削り，第13条の2を第13条とする。

第14条第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第15条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め，同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に，「いう。）。」を「いう。）」に改め，同号ただし書を削り，同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り，同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号，次項及び第5項）」に改め，「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り，同項第1号を次のように改める。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき，規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第15条第4項中「次条第3項各号に掲げる者から引き続き」を「新たに」に改め，「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資

するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条第3項中「次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削り、同項各号を削る。

第25条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務の場合にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第26条第2項中「、第12条、第13条及び第14条」を「及び第12条」に改め、同条第3項中「、第13条」を削る。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第29条中「、扶養手当」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		

31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		

66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					

	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第4号)付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3中「382,000」を「386,100」に改める。

(ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第4条 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(平成6年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」との次に「,「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第5条 ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の172.5」に改める。

(ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に改める。

第8条第2項中「100分の170」との次に「,「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第7条 ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「,第19条」を「及び第19条」に改め、「及び第28条」を削り、同条第2項中「第4条第1項,第25条第1項」を「第25条第1項」に、「並びに第27条第2項」を「,第27条第2項並びに第28条第2項第1号」に改め、「,給与条例第4条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「,勤勉

手当及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」とを削り、「及び任期付職員条例」を「及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第28条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

（ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第13条の2」を「第13条」に改める。

第20条第3項中「第13条の2第2項」を「第13条第2項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条，第5条関係）

給料表

号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額
		円	円
1		173,600	219,800
2		174,700	221,400
3		175,900	223,000
4		177,000	224,500
5		178,100	226,000
6		179,500	227,700
7		180,900	229,300
8		182,300	230,800
9		183,600	232,300
10		185,200	233,800
11		186,600	235,200
12		188,100	236,700
13		189,500	237,900
14		191,100	239,200
15		192,700	240,500
16		194,400	241,800
17		195,600	243,000
18		197,100	244,300
19		198,600	245,600
20		200,100	246,800
21		201,500	247,900
22		203,400	249,200
23		205,300	250,400
24		207,100	251,600
25		209,000	252,600
26		210,700	253,800
27		212,100	254,900
28		213,500	255,900
29		214,900	256,900

30	216, 100	257, 800
31	217, 400	258, 600
32	218, 600	259, 400
33	219, 800	260, 200
34	221, 000	261, 100
35	222, 200	261, 900
36	223, 400	262, 600
37	224, 600	263, 300
38	225, 700	264, 300
39	226, 800	265, 300
40	227, 800	266, 100
41	228, 800	267, 100
42	229, 800	268, 000
43	230, 700	269, 000
44	231, 500	269, 900
45	232, 300	270, 800
46	233, 100	271, 600
47	233, 800	272, 500
48	234, 600	273, 400
49	235, 300	274, 200
50	236, 000	275, 000
51	236, 800	275, 900
52	237, 500	276, 700
53	238, 100	277, 400
54	238, 700	278, 200
55	239, 300	278, 900
56	239, 800	279, 700
57	240, 100	280, 500
58	240, 700	281, 300
59	241, 100	282, 000
60	241, 600	282, 800
61	242, 000	283, 600
62	242, 500	284, 400
63	242, 900	285, 100
64	243, 300	285, 800

65	243,700	286,300
66	244,100	287,000
67	244,500	287,600
68	244,900	288,300
69	245,300	289,000
70	245,700	289,700
71	246,100	290,400
72	246,500	291,100
73	246,900	291,600
74	247,300	292,100
75	247,600	292,500
76	248,000	292,900
77	248,400	293,100
78	248,800	293,400
79	249,200	293,600
80	249,600	293,900
81	249,900	294,100
82	250,300	294,300
83	250,700	294,600
84	251,000	294,800
85	251,400	295,100
86	251,700	295,400
87	252,100	295,700
88	252,400	296,000
89	252,800	296,300
90	253,200	296,600
91	253,500	296,900
92	253,800	297,300
93	254,100	297,500
94		297,700
95		298,000
96		298,400
97		298,600
98		298,900
99		299,300

100		299,700
101		299,900
102		300,200
103		300,600
104		300,900
105		301,100
106		301,400
107		301,700
108		302,000
109		302,200
110		302,600
111		303,000
112		303,300
113		303,500
114		303,700
115		304,000
116		304,400
117		304,600
118		304,800
119		305,100
120		305,400
121		305,800
122		306,000
123		306,300
124		306,600
125		306,900

(ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成6年条例第118号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条第2項中「(配偶者)の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第23条中「, 第6条」を削る。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定、第8条の規定(ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第8条及び第20条第3項の改正規定に限る。)並びに第9条の規定並びに付則第4項から第8項まで及び付則第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例(次項において「第1条による改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後のひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例(同項において「第3条による改正後の給与条例」という。)の規定、第4条の規定による改正後のひたちなか市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(同項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定、第6条の規定による改正後のひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(同項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第8条の規定(ひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定に限る。同項において同じ。)による改正後のひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(同項において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条による改正後の給与条例、第3条による改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例(第3条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する

条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例（以下この項において「第3条による改正前の給与条例」という。）の規定が適用される職員にあっては、第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例及び第3条による改正前の給与条例）、第4条の規定による改正前のひたちなか市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例、第6条の規定による改正前のひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第8条の規定による改正前のひたちなか市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条による改正後の給与条例（第3条による改正後の給与条例の規定が適用される職員にあっては、第1条による改正後の給与条例及び第3条による改正後の給与条例）、改正後の特別職給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてひたちなか市職員の給与に関する条例（付則第6項において「給与条例」という。）別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（付則第8項において「第2条改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職8級職員に対しては、支給しない」とし、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とす

る」とあるのは「，前項第6号に該当する扶養親族については3，000円とする」とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後のひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については，同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし，次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては，支給しない」とし，同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

- 8 第2条改正後給与条例第15条第4項及び第16条第3項の規定は，切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

- 9 付則第2項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

（ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 10 ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第13条の2」を「第13条」に改める。

付則別表

号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5

44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		

79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

旧	新	備考
<p>(期末手当) 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略 第27条の2・第27条の3 略</p> <p>(勤勉手当) 第28条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当) 第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略 第27条の2・第27条の3 略</p> <p>(勤勉手当) 第28条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	

旧										新										備考
別表第2 (第6条関係) 行政職給料表										別表第2 (第6条関係) 行政職給料表										
職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
任期付 職員及 び定年 前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600		
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000		
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500		
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900		
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800		
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900		
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000		
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200		
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100		
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200		
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300		
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200		
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900		
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700		
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600		
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500		
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300		
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100		
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900		
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600		
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400		
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900		
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300		
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800		
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200		
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000			

旧										新										備考
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400		30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700		
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200		31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400		
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900		32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100		
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600		33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800		
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400		34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500		
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100		35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100		
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700		36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700		
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200		37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200		
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800		38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800		
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400		39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400		
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000		40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000		
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500		41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500		
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700		44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000		45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400			48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900			57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600			59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				

旧							新							備考
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		295,900	343,600				94		299,400	347,400				
95		296,200	344,100				95		299,700	347,800				
96		296,600	344,500				96		300,100	348,200				
97		296,800	344,700				97		300,300	348,400				

旧										新										備考	
	98		297,100	345,100							98		300,600	348,800							
	99		297,500	345,500							99		301,000	349,200							
	100		297,900	345,800							100		301,400	349,500							
	101		298,100	346,100							101		301,600	349,800							
	102		298,400	346,500							102		301,900	350,200							
	103		298,800	346,900							103		302,200	350,600							
	104		299,100	347,300							104		302,500	351,000							
	105		299,300	347,800							105		302,700	351,500							
	106		299,600	348,200							106		303,000	351,900							
	107		300,000	348,600							107		303,300	352,300							
	108		300,300	349,000							108		303,600	352,700							
	109		300,500	349,500							109		303,800	353,200							
	110		300,900	349,900							110		304,200	353,600							
	111		301,300	350,200							111		304,600	353,900							
	112		301,600	350,500							112		304,900	354,200							
	113		301,800	351,000							113		305,100	354,700							
	114		302,000								114		305,300								
	115		302,300								115		305,600								
	116		302,700								116		306,000								
	117		302,900								117		306,200								
	118		303,100								118		306,400								
	119		303,400								119		306,700								
	120		303,700								120		307,000								
	121		304,100								121		307,400								
	122		304,300								122		307,600								
	123		304,600								123		307,900								
	124		304,900								124		308,200								
	125		305,200								125		308,500								
任期付職員		170,900	202,400	239,800	257,900	272,000	295,800	334,900	365,900		任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200		

ひたちなか市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

No. 1

旧	新	備考
<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（<u>職務の級が6級以上である職員にあっては、3号給</u>）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～10 略</p>	<p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 <u>55歳を超える職員又は職務の級が8級である職員（以下「行政職8級職員」という。）</u>の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7～10 略</p>	
<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>については1人につき6,500円（<u>職務の級が8級である職員（以下「行政職8級職員」という。）</u>にあっては、3,500円）、<u>同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき10,000円とす</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族</u>については1人につき6,500円（行政職8級職員にあっては、3,500円）とする。</p>	

旧	新	備考
<p>る。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><u>第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u></p> <p><u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては<u>その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

旧	新	備考
<p>げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員が行政職8級職員以外の職員となった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員以外のものが行政職8級職員となった場合</p> <p>(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。</u>）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤（職員が勤務のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を</p>	

旧	新	備考
<p>等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。)</u>が55,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、<u>前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員</p>	<p>負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員</p>	

旧	新	備考
<p>で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>次条第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）</u>を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>新幹線鉄道等に係る特別料金等</u>に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）</u>その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p> <p>5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）</u>、第2項第2号に定める額及び特別料金</p>	

旧	新	備考
<p>5～8 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p><u>(1) 国家公務員又は職員以外の地方公務員</u></p> <p><u>(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等その他その業務が市の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（役員及び非常勤の者を除く。）</u></p> <p>4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち</p>	<p>等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6～9 略</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第25条 第11条第1項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち</p>	

旧	新	備考
<p>管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか，同項の規則で定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき，10,000円を超えない範囲内において規則で定める額（<u>同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務の場合にあつては，それぞれその額に100分の150を乗じて得た額</u>）</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 第7条第2項から第9項まで，<u>第12条，第13条及び第14条</u>の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には，適用しない。</p> <p>3 <u>第12条，第13条</u>，第14条及び第16条の規定は，任期付短時間勤務職員には，適用しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は，期末手当基礎額に，<u>6月に支給する場合には100分の122.5，12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に，基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる</p>	<p>管理又は監督の複雑，困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項，第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか，同項の規則で定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は，当該職員には，管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める額（<u>前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては，その額に100分の150を乗じて得た額</u>）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき，10,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>（特定の職員についての適用除外）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 第7条第2項から第9項まで<u>及び第12条</u>の規定は，定年前再任用短時間勤務職員には，適用しない。</p> <p>3 第12条，第14条及び第16条の規定は，任期付短時間勤務職員には，適用しない。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 期末手当の額は，期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に，基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	

旧	新	備考
<p>区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第27条の2・第27条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5</u>、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75</u>、<u>12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第29条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第27条の2・第27条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(管理職手当等の支給方法)</p> <p>第29条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	

旧										新										備考	
別表第2 (第6条関係) 行政職給料表										別表第2 (第6条関係) 行政職給料表											
職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級		
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	任期付職員及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300		
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000		2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800		
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500		3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800		
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900		4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500		
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500		
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000		
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000		
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500		
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500		
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200		25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500		26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800		27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000		28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000		29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			

旧									新									備考
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			

旧									新									備考
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200				89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500				90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800				91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000				92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200				93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	347,400						94		299,400	348,800						
95		299,700	347,800						95		299,700	349,200						
96		300,100	348,200						96		300,100	349,500						
97		300,300	348,400						97		300,300	349,800						

旧										新										備考
98		300,600	348,800							98		300,600	350,200							
99		301,000	349,200							99		301,000	350,600							
100		301,400	349,500							100		301,400	351,000							
101		301,600	349,800							101		301,600	351,500							
102		301,900	350,200							102		301,900	351,900							
103		302,200	350,600							103		302,200	352,300							
104		302,500	351,000							104		302,500	352,700							
105		302,700	351,500							105		302,700	353,200							
106		303,000	351,900							106		303,000	353,600							
107		303,300	352,300							107		303,300	353,900							
108		303,600	352,700							108		303,600	354,200							
109		303,800	353,200							109		303,800	354,700							
110		304,200	353,600							110		304,200								
111		304,600	353,900							111		304,600								
112		304,900	354,200							112		304,900								
113		305,100	354,700							113		305,100								
114		305,300								114		305,300								
115		305,600								115		305,600								
116		306,000								116		306,000								
117		306,200								117		306,200								
118		306,400								118		306,400								
119		306,700								119		306,700								
120		307,000								120		307,000								
121		307,400								121		307,400								
122		307,600								122		307,600								
123		307,900								123		307,900								
124		308,200								124		308,200								
125		308,500								125		308,500								
任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000	任期付職員		194,500	225,600	267,200	287,400	303,000	329,400	372,600	407,000	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

ひたちなか市職員の給与に関する条例及びひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第1条の規定による改正前のひたちなか市職員の給与に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧										新										備考	
別表第3（第6条関係） 行政職給料表										別表第3（第6条関係） 行政職給料表											
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額	職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額		
任期付 職員及 び定年 前再任 用短時 間勤務 職員以 外の職 員	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
	94		略	略	382,000					94		略	略	略	386,100						
略										略											

ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	

ひたちなか市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給与条例第27条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「職務の級が3級以上である職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	

ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新	備考																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第1項、第25条第1項及び第3項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第4条第1項、第25条第1項及び第3項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「10,000円」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「5,000円」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p>	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	
号給	給料月額																					
	円																					
1	<u>380,000</u>																					
2	<u>427,000</u>																					
3	<u>477,000</u>																					
号給	給料月額																					
	円																					
1	<u>392,000</u>																					
2	<u>440,000</u>																					
3	<u>492,000</u>																					

ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新	備考
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第14条まで、第19条から第21条まで及び第28条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第4条第1項、第25条第1項及び第3項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第1項中「及び勤勉手当」とあるのは「<u>、勤勉手当及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当</u>」と、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「<u>定める職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「<u>10,000円</u>」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「<u>5,000円</u>」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</u></p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第10条から第14条まで及び第19条から第21条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 <u>特定任期付職員に対する給与条例第25条第1項及び第3項、第27条第2項並びに第28条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「定める職員」とあるのは「<u>定める職員及びひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第25条第3項第1号中「10,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「<u>10,000円</u>」と、同項第2号中「5,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「<u>5,000円</u>」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第28条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</u></p>	

旧			新			備考																																																																								
<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第8条 給与条例第1.3条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第1.3条の2第2項に規定する規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>別表第1（第4条，第5条関係） 給料表</p>			<p>(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)</p> <p>第8条 給与条例第1.3条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「給料の月額」と読み替えるものとする。</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の基準月額は、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該額に給与条例第1.3条第2項に規定する規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>別表第1（第4条，第5条関係） 給料表</p>																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>162,100</td> <td>208,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>163,200</td> <td>209,700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>164,400</td> <td>211,400</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>165,500</td> <td>212,900</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>166,600</td> <td>214,400</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>167,700</td> <td>216,200</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>168,800</td> <td>217,900</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>169,900</td> <td>219,600</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>170,900</td> <td>221,100</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>172,300</td> <td>222,600</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1級	2級	給料月額	給料月額		円	円	1	162,100	208,000	2	163,200	209,700	3	164,400	211,400	4	165,500	212,900	5	166,600	214,400	6	167,700	216,200	7	168,800	217,900	8	169,900	219,600	9	170,900	221,100	10	172,300	222,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職務の級 号給</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>173,600</td> <td>219,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>174,700</td> <td>221,400</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>175,900</td> <td>223,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>177,000</td> <td>224,500</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>178,100</td> <td>226,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>179,500</td> <td>227,700</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>180,900</td> <td>229,300</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>182,300</td> <td>230,800</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>183,600</td> <td>232,300</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>185,200</td> <td>233,800</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級 号給	1級	2級	給料月額	給料月額		円	円	1	173,600	219,800	2	174,700	221,400	3	175,900	223,000	4	177,000	224,500	5	178,100	226,000	6	179,500	227,700	7	180,900	229,300	8	182,300	230,800	9	183,600	232,300	10	185,200	233,800	
職務の級 号給		1級	2級																																																																											
	給料月額	給料月額																																																																												
	円	円																																																																												
1	162,100	208,000																																																																												
2	163,200	209,700																																																																												
3	164,400	211,400																																																																												
4	165,500	212,900																																																																												
5	166,600	214,400																																																																												
6	167,700	216,200																																																																												
7	168,800	217,900																																																																												
8	169,900	219,600																																																																												
9	170,900	221,100																																																																												
10	172,300	222,600																																																																												
職務の級 号給	1級	2級																																																																												
	給料月額	給料月額																																																																												
	円	円																																																																												
1	173,600	219,800																																																																												
2	174,700	221,400																																																																												
3	175,900	223,000																																																																												
4	177,000	224,500																																																																												
5	178,100	226,000																																																																												
6	179,500	227,700																																																																												
7	180,900	229,300																																																																												
8	182,300	230,800																																																																												
9	183,600	232,300																																																																												
10	185,200	233,800																																																																												

旧			新			備考
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	11	<u>186,600</u>	<u>235,200</u>	
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	12	<u>188,100</u>	<u>236,700</u>	
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	13	<u>189,500</u>	<u>237,900</u>	
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	14	<u>191,100</u>	<u>239,200</u>	
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	15	<u>192,700</u>	<u>240,500</u>	
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	16	<u>194,400</u>	<u>241,800</u>	
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	17	<u>195,600</u>	<u>243,000</u>	
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	18	<u>197,100</u>	<u>244,300</u>	
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	19	<u>198,600</u>	<u>245,600</u>	
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	20	<u>200,100</u>	<u>246,800</u>	
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	21	<u>201,500</u>	<u>247,900</u>	
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	22	<u>203,400</u>	<u>249,200</u>	
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	23	<u>205,300</u>	<u>250,400</u>	
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	24	<u>207,100</u>	<u>251,600</u>	
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	25	<u>209,000</u>	<u>252,600</u>	
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	26	<u>210,700</u>	<u>253,800</u>	
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	27	<u>212,100</u>	<u>254,900</u>	
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	28	<u>213,500</u>	<u>255,900</u>	
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	29	<u>214,900</u>	<u>256,900</u>	
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	30	<u>216,100</u>	<u>257,800</u>	
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	31	<u>217,400</u>	<u>258,600</u>	
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	32	<u>218,600</u>	<u>259,400</u>	
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	33	<u>219,800</u>	<u>260,200</u>	
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	34	<u>221,000</u>	<u>261,100</u>	
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	35	<u>222,200</u>	<u>261,900</u>	
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	36	<u>223,400</u>	<u>262,600</u>	
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	37	<u>224,600</u>	<u>263,300</u>	
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	38	<u>225,700</u>	<u>264,300</u>	
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	39	<u>226,800</u>	<u>265,300</u>	
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	40	<u>227,800</u>	<u>266,100</u>	
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	41	<u>228,800</u>	<u>267,100</u>	

旧			新			備考
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	42	<u>229,800</u>	<u>268,000</u>	
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	43	<u>230,700</u>	<u>269,000</u>	
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	44	<u>231,500</u>	<u>269,900</u>	
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	45	<u>232,300</u>	<u>270,800</u>	
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	46	<u>233,100</u>	<u>271,600</u>	
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	47	<u>233,800</u>	<u>272,500</u>	
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	48	<u>234,600</u>	<u>273,400</u>	
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	49	<u>235,300</u>	<u>274,200</u>	
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	50	<u>236,000</u>	<u>275,000</u>	
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	51	<u>236,800</u>	<u>275,900</u>	
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	52	<u>237,500</u>	<u>276,700</u>	
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	53	<u>238,100</u>	<u>277,400</u>	
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	54	<u>238,700</u>	<u>278,200</u>	
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	55	<u>239,300</u>	<u>278,900</u>	
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	56	<u>239,800</u>	<u>279,700</u>	
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	57	<u>240,100</u>	<u>280,500</u>	
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	58	<u>240,700</u>	<u>281,300</u>	
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	59	<u>241,100</u>	<u>282,000</u>	
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	60	<u>241,600</u>	<u>282,800</u>	
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	61	<u>242,000</u>	<u>283,600</u>	
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	62	<u>242,500</u>	<u>284,400</u>	
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	63	<u>242,900</u>	<u>285,100</u>	
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	64	<u>243,300</u>	<u>285,800</u>	
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	65	<u>243,700</u>	<u>286,300</u>	
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	66	<u>244,100</u>	<u>287,000</u>	
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	67	<u>244,500</u>	<u>287,600</u>	
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	68	<u>244,900</u>	<u>288,300</u>	
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	69	<u>245,300</u>	<u>289,000</u>	
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	70	<u>245,700</u>	<u>289,700</u>	
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	71	<u>246,100</u>	<u>290,400</u>	
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	72	<u>246,500</u>	<u>291,100</u>	

旧			新			備考
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	73	<u>246,900</u>	<u>291,600</u>	
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	74	<u>247,300</u>	<u>292,100</u>	
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	75	<u>247,600</u>	<u>292,500</u>	
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	76	<u>248,000</u>	<u>292,900</u>	
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	77	<u>248,400</u>	<u>293,100</u>	
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	78	<u>248,800</u>	<u>293,400</u>	
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	79	<u>249,200</u>	<u>293,600</u>	
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	80	<u>249,600</u>	<u>293,900</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	81	<u>249,900</u>	<u>294,100</u>	
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	82	<u>250,300</u>	<u>294,300</u>	
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	83	<u>250,700</u>	<u>294,600</u>	
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	84	<u>251,000</u>	<u>294,800</u>	
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	85	<u>251,400</u>	<u>295,100</u>	
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	86	<u>251,700</u>	<u>295,400</u>	
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	87	<u>252,100</u>	<u>295,700</u>	
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	88	<u>252,400</u>	<u>296,000</u>	
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	89	<u>252,800</u>	<u>296,300</u>	
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	90	<u>253,200</u>	<u>296,600</u>	
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	91	<u>253,500</u>	<u>296,900</u>	
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	92	<u>253,800</u>	<u>297,300</u>	
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	93	<u>254,100</u>	<u>297,500</u>	
94		<u>295,900</u>	94		<u>297,700</u>	
95		<u>296,200</u>	95		<u>298,000</u>	
96		<u>296,600</u>	96		<u>298,400</u>	
97		<u>296,800</u>	97		<u>298,600</u>	
98		<u>297,100</u>	98		<u>298,900</u>	
99		<u>297,500</u>	99		<u>299,300</u>	
100		<u>297,900</u>	100		<u>299,700</u>	
101		<u>298,100</u>	101		<u>299,900</u>	
102		<u>298,400</u>	102		<u>300,200</u>	
103		<u>298,800</u>	103		<u>300,600</u>	

旧			新			備考
104		<u>299,100</u>	104		<u>300,900</u>	
105		<u>299,300</u>	105		<u>301,100</u>	
106		<u>299,600</u>	106		<u>301,400</u>	
107		<u>300,000</u>	107		<u>301,700</u>	
108		<u>300,300</u>	108		<u>302,000</u>	
109		<u>300,500</u>	109		<u>302,200</u>	
110		<u>300,900</u>	110		<u>302,600</u>	
111		<u>301,300</u>	111		<u>303,000</u>	
112		<u>301,600</u>	112		<u>303,300</u>	
113		<u>301,800</u>	113		<u>303,500</u>	
114		<u>302,000</u>	114		<u>303,700</u>	
115		<u>302,300</u>	115		<u>304,000</u>	
116		<u>302,700</u>	116		<u>304,400</u>	
117		<u>302,900</u>	117		<u>304,600</u>	
118		<u>303,100</u>	118		<u>304,800</u>	
119		<u>303,400</u>	119		<u>305,100</u>	
120		<u>303,700</u>	120		<u>305,400</u>	
121		<u>304,100</u>	121		<u>305,800</u>	
122		<u>304,300</u>	122		<u>306,000</u>	
123		<u>304,600</u>	123		<u>306,300</u>	
124		<u>304,900</u>	124		<u>306,600</u>	
125		<u>305,200</u>	125		<u>306,900</u>	

旧	新	備考
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(3) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) <u>重度心身障害者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	

旧	新	備考
<p>(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条、<u>第6条</u>及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）には適用しない。</p>	<p>(定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第23条 第5条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）には適用しない。</p>	

ひたちなか市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表（付則第10項関係）

旧	新	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間について、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）<u>第13条の2</u>に規定する地域手当，同条例第17条に規定する特殊勤務手当，同条例第19条に規定する時間外勤務手当，同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）。以下同じ）の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間について、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（ひたちなか市職員の給与に関する条例（平成6年条例第35号）<u>第13条</u>に規定する地域手当，同条例第17条に規定する特殊勤務手当，同条例第19条に規定する時間外勤務手当，同条例第20条に規定する休日勤務手当及び同条例第21条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）。以下同じ）の10分の1以下の額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	